

聖ミカエル広畑幼稚園ミカエルの会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、聖ミカエル広畑幼稚園ミカエルの会と称する。

(所在地)

第2条 本会は、所在地を姫路市広畑区小松町4丁目36 幼保連携型認定こども園聖ミカエル広畑幼稚園内に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、幼保連携型認定こども園聖ミカエル広畑幼稚園(以下 幼稚園とする)と保護者が協力して園児の心身の健全なる発達を促すことを目的とする。

(構成)

第4条 本会会員の資格は、幼稚園の現教職員と在園児の保護者とする。

2 保護者は各家庭で1名のみが会員資格を有する。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) ミカエルの会 総会の開催
- (2) 講演会等の開催
- (3) 在園児の参加する行事に対する援助
- (4) 役員会の開催
- (5) その他(本会で決めた活動)

第3章 役員及び役員会

(役員を選任)

第6条 本会は、役員を選挙等により、在園児の保護者から各クラス1名以上選出する。

(役職)

第7条 役員の中から次の役職を各1名以上置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 書記
- (4) 会計

2 役職は役員の間選により選任する。

(役職の職務)

第8条 前条の役職の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、その活動を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時はその活動を代行する。

(3) 書記は、議事録作成等を行う。

(4) 会計は、本会の収支管理を含む会計処理を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は、就任時から、次期役員が選任されるまでの単年度とする。

(役員の補充)

第10条 役員のうち会の運営に支障が出る人数が欠けた場合においては、選挙等の方法により補充することができる。

(役員の解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員総数の4分の3以上出席した役員会において、出席役員の過半数以上の議決で解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの規約に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき

(3) 保護者としての義務を大きく逸脱したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(役員会)

第12条 本会に役員をもって組織する役員会を置く。

2 役員会は、本会の活動を決し、役員の職務の遂行を管理する。

3 役員会は、会長が招集する。

4 役員会は、この規約に別段の定めがある場合を除き、役員総数の過半数の役員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、役員に利害関係等の理由による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

5 役員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

6 役員会に議長を置き、会長をもって充てる。ただし、互選による選出も可とする。

(総会)

第13条 総会は、毎年度1回以上開催する。総会は、会長が全ての本会会員を招集する。

2 総会の事務的な処置等に関しては、幼稚園教職員が参画することもできる。

3 総会を集会としての開催が困難な場合は、全会員への書面表決等の方法により、これに代えることができる。

4 本規約の変更は、総会での議決を要する。

5 総会における議決は、出席者の過半数以上をもって決する。

(議事録)

第14条 書記は、役員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成する。

(決議事項)

第15条 役員会の決議する事項

- (1) 庶務及び会計に関する事項
- (2) 各種行事の開催に関する事項
- (3) その他、本会が必要と認める事項

2 総会の決議する事項

- (1) 収支予算
- (2) 年間活動計画
- (3) 本会会費の取扱い

第4章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、幼稚園経費補助及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会は借入を行わない。

(会費の取扱い)

第17条 本会の会費は、総会において取扱いを決する。

(決算)

第18条 本会の会計は、単年度で次期役員が選任されるまでに決算を行うものとする。

(役員の報酬)

第19条 本会役員は無報酬とする。但し、実際の活動に要した費用については支弁することができる。

(慶弔費)

第20条 本会は、一切の慶弔費は、支出しないものとする。

2 本会役員の役職名で個人が支出するものは、役員の同意を得た上で実施することができる。

3 第2項の場合は、世間一般の基準を越えるような高額な支出は不可とする。

(利害関係)

第21条 本会において物品の購入やサービス享受等に関しては、本会役員と特別な利害関係が生じないように行う。

附則

1 令和2年7月17日の総会で承認された本規約は、即日施行する。